

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六―四〇）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項第三号イを次のように改める。

イ 六号俸及び任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額 一万二千円第三十条第一項第一号中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の三百十五」を「百分の三百二十二・五」に、「百分の百四十九」を「百分の百五十一・五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百八十二・五」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五」を「百分の百十六」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百三十四・五」を「百分の百三十七」に、「百分の百四十九」を「百分の百五十一・五」に改め、同項第三号中「百分の百二」を「百分の百四・五」に、「百分の百二十二」を「百分の百二十四・五」に改め、同項第四号中「百分の九十三・五」を「百分の九十六」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十五」に改める。

第三十条の二第一項中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第三十一条の二第二号を次のように改める。

二 給料の月額に対する特地勤務手当の月額

第二条 警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 新たに条例第十一条第一項の警察職員たる要件を具備するに至つた警察職員は、扶養親族（異動）届（様式第一号）により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならぬ。扶養手当を受けている警察職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第九条第一項中「前条の」を「前条第一項の規定による」に、「届出記載の」を「当該届出に係る」に、「確めて」を「確認して、」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 扶養手当の支給は、警察職員が新たに条例第十一条第一項の警察職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、警察職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第八条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属

する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている警察職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第三十条第一項第一号中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の三百二十二・五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の百五十・二五」を「百分の百五十・二五」に、「百分の三百八十二・五」を「百分の三百七十八・七五」に改め、同項第二号中「百分の百十六」を「百分の百十四・七五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百三十七」を「百分の百三十五・七五」に、「百分の百五十一・五」を「百分の百五十・二五」に改め、同項第三号中「百分の百四・五」を「百分の百三・二五」に、「百分の百三・二五」に、「百分の百二十四・五」を「百分の百二十三・二五」に改め、同項第四号中「百分の九十六」を「百分の九十四・七五」に、「百分の百十五」を「百分の百十三・七五」に改める。

第三十条の二第一項中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十一条の二中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 在宅勤務等手当の月額

第三十二条第五号中「前条第二号」を「前条第三号」に改め、同条第六号中「前条第三号」を「前条第四号」に改める。

様式第一号中「徳島県地方警察職員の給与に関する条例第12条第1項」を「警察職員等の給与に関する規則第8条第1項」に、「基づき」を「基づき、」に、「認定し、」を「認定し、」に改め、同様式の(裏)中「場合は、」を「場合は、」に、「ともに、」を「ともに、」に、「者で、」を「者で、」に、「記載し、」を「記載し、」に、「出生」を「出生」に、「死亡」を「死亡」に、「給与収入、事業収入、」を「給与収入、事業収入、」に、「とし、」を「とし、」に、「年金」等と、」を「年金」等と、」に、「年85万円」を「年85万円」に、「年85万円」に、「当該」を「当該」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（警察職員の給料等の支給に関する規則（以下「支給規則」という。）第三十条第一項及び第三十条の二第一項の改正規定に限る。）による改正後の支給規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（経過措置）

3 第二条の規定による改正後の支給規則様式第一号に相当する同条の規定による改正前の支給規則様式第一号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。